

青森県報

第四千二百二十六号

平成二十八年
三月二十三日
(水曜日)

目 次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高年齢福祉課）	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	（同）	一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	（障害福祉課）	二
証紙売りさばき人の指定	（会計管理課）	二
出先機関		
土地改良区の役員の退任	（上北地域 民 局）	三
教育委員会		
青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則	（職員福利課）	三
青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	（同）	三
青森県立図書館組織規則の一部を改正する規則	（同）	四
平成二十八年三月十一日号外第十七号告示中	（総務学事課）	四

告 示

示

青森県告示第二百八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名称	主たる事務所 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サービス事業を行う 事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
株式会社エ ンパークリ ン	上北郡七戸町字 小田下二一の二	通所介護	デイサービス よつ葉	十和田市東十一 番町二三の三五	平成 二六・三・二〇
株式会社エ ンパークリ ン	上北郡七戸町字 小田下二一の二	短期入所 生活介護	ティよつ葉	十和田市東十一 番町二三の三五	"
株式会社カ さい	弘前市大字高田 三丁目六の二	通所介護	悠悠いきい さ倶楽部	弘前市大字田町 一丁目一の六	二六・三・三
社会福祉法 人やすらぎ 会	八戸市大字松館 一字田ノ平一九の	訪問介護	白山台やす らぎ館	八戸市西白山台 六丁目九の三〇	"
一般社団法 人心酔	三戸郡五戸町字 下モ沢向二一の	訪問看護	訪問看護リ ン	三戸郡五戸町字 下モ沢向二一の	二六・四・一
一般社団法 人酔	三戸郡五戸町字 下モ沢向二一の	居宅療養 管理指導	訪問看護リ ン	三戸郡五戸町字 下モ沢向二一の	"

青森県告示第二百九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、天間林土地改良区から、次のとおり役員の前届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年三月二十三日

上北地域県民局長 山 田 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	中村 博光	上北郡七戸町字榎林家ノ前八七の一	平成二六・三・七

教 育 委 員 会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十三日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表学校教育課の項の次に次のように加える。

スポーツ健康課	国体準備室
---------	-------

第四条第十三号中「第十六条の七」を「第十六条の八」に改める。

第九条の二に次の一号を加える。

（国体準備室）

十六 国民体育大会の開催に関すること。

第十六条第一項中「第十六条の六、第十六条の八」を「第十六条の七、第十六条の九」に改める。

第十六条の八を第十六条の九とする。

第十六条の七第一項中「学校教育課特別支援教育推進室」の下に「、スポーツ健康課国体準備室」を加え、同条を第十六条の八とする。

第十六条の六を第十六条の七とし、第十六条の五を第十六条の六とし、第十六条の四を第十六条の五とし、第十六条の三の次に次の一条を加える。

（室長代理）

第十六条の四 室に必要に応じ室長代理を置く。

2 室長代理は、上司の命を受け、室長を補佐し、室の事務を整理するとともに室の分掌事務のうち室長が特に命じた重要な事項を掌理する。

第二十二条第一項中「前十八条」を「前十九条」に改める。
別表第一学校教育課の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十三日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和三十二年一月青森県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「、総括副参事及び学校教育企画監」を「及び総括副参事」

に改め、同項第二十一号及び第二十二号中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

第三条中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森県立図書館組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十三日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県立図書館組織規則の一部を改正する規則

青森県立図書館組織規則（昭和三十二年五月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第九号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 文学専門主事

第六条第二項中第八号を第十一号とし、第七号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 文学専門主査

第六条第二項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

総務学事課

発行年月日 発行番号	区分 番 号	ページ 段 行	誤	正
平成二十八年三月二十三日 号外第一七号	告示 第一八八号	一 上 五	第百八十八号	第百八十六号

五 主幹司書

六 文学専門主幹

第七条中第十八項を第二十二項とし、第十七項を第二十一項とし、第十六項を第二十項とし、第十五項を第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 文学専門主事は、上司の命を受け、近代文学に関する専門的事務に従事する。

第七条第十四項を同条第十七項とし、同条第十三項中「館長が定める特定の業務を処理」を「図書館の高度な専門的事務に従事」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16 文学専門主査は、上司の命を受け、近代文学に関する高度な専門的事務に従事する。

第七条中第十二項を第十四項とし、第十一項を第十三項とし、第十項の次に次の二項を加える。

11 主幹司書は、上司の命を受け、図書館の特に命ぜられた専門的事務を掌理する。

12 文学専門主幹は、上司の命を受け、近代文学に関する特に命ぜられた専門的事務を掌理する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

正

誤

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭